

資格喪失後の受診による 医療費の返納請求について



■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116

お勤め先の健康保険への加入や転出等により美浦村の国民健康保険（国保）の資格を喪失した後に、手元に残っている国保の被保険者証または資格確認書（資格確認書等）を使って医療機関を受診された場合、美浦村国保が負担した医療費（医療費総額の7割～8割分）については返納していただくことになります。該当となった方には美浦村から返納請求の通知を送付いたしますので、役場会計課または金融機関でお支払いをお願いします。

返納方法

1. 役場国保年金課から「資格喪失後受診による医療費の返納について」という通知を送付します。同封の納入通知書にて、指定期日までににお支払いをお願いします。
なお、返納した際の領収書は再発行できませんので大切に保管してください。
2. 医療費の返納が確認できましたら、役場でお支払いされた場合は国保年金課窓口で、金融機関でお支払いされた場合は後日郵送で、「診療報酬明細書」をお渡しします。
3. 村へ返納した医療費は、医療機関受診日時時点で加入している健康保険に払い戻しの請求ができる可能性があります。詳細はお勤め先の健康保険へお問合せください。健康保険へ請求する際は、村へ返納した際の領収書と診療報酬明細書を請求書類等と併せて提出してください。

「返納した際の領収書」と「診療報酬明細書」は請求に必要なので、なくさないように注意しましょう！



資格確認書等は正しく使いましょう

医療費の返納金額は、診療の内容により高額になる場合がありますので、以下のことにご注意ください。

◎新しく加入した保険の資格確認書・資格情報のお知らせが交付されるまでに時間がかかる場合

美浦村国保の資格は、社会保険等の資格取得日で喪失となります。新しい資格確認書が届くまでに時間がかかる場合でも、美浦村国保の資格確認書等を代わりに使用することはできません。受診の際は、お勤め先の担当者等に相談し、指示を受けていただくとともに、医療機関等には保険の切り替え中である旨をお伝えください。

また、マイナ保険証で受診される方は、新しい保険情報が反映されるまでに時間を要する場合がありますので、医療機関等に保険の切り替え中である旨をお伝えください。

◎美浦村から他市町村へ転出した場合

転出した日から美浦村国保の資格は喪失となりますので、速やかに資格確認書等をご返却ください。転出先でも国保に加入する場合は、すみやかに転入手続きと国保加入の手続きを行ってください。

国民健康保険に加入の方で

修学のために他市町村へ住所を移される方は…

美浦村の国民健康保険に加入している方で、修学のために他市町村へ住所を移される方は、原則として美浦村の国民健康保険に継続して加入することになるため、手続きが必要です。住民課で住所を移す手続きを行った際は国保年金課へ案内されますので、国保年金課窓口で修学のための住所変更である旨を申し出てください。

